

○八尾市キャッシュレス決済端末等導入業務公募型プロポーザル実施要領に基づく質問および回答の公開について

No.	資料等名	当該ページ	質問(一部編集)	回答
1	仕様書	1	5の(1)のア 貴所への納品時は、搭載するブランドは全て利用可能な状態が必須でしょうか。 ブランドによっては決済事業者側の審査必要期間の都合上、納品期日までに搭載が間に合わない可能性も勘案されるため、例えば「受託者は可及的速やかに搭載する決済種別の接続手続きを行うことに努めることを条件に、納品日以降の搭載予定決済種別の追加を順次行うことを可とする」等の仕様に変更いただくご検討は可能でしょうか。	キャッシュレス決済の運用開始日は10月からを予定しており、全ての決済種別が運用開始時に利用可能であることが望ましいと考えておりますが、ご質問のとおり、決済提供事業者の審査スケジュールによるところもございますので、一部の決済種別について運用開始時以降に順次追加することは可能とします。 ただし、そのスケジュールにつきましては、審査基準の【運用開始までのスケジュール】の審査対象となります。 また、順次追加する場合、決済端末への設定等の際、一時的に窓口でのキャッシュレス決済の利用ができなくなることを避けるため、設定は夜間や土日に対応を行うなど、一定の配慮をお願いいたします。
2	仕様書	2	5の(1)のウの④ 付属品等(消耗品以外の備品)と記載がありますが、レシートロール紙は提案金額に含めない認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 ただし、月額利用料にレシートロール紙を含めたご提案をいただくことも可能です。その場合は、審査基準の【ランニングコスト】の審査対象(加点対象)となります。
3	仕様書	4	5の(3)のイの⑥ 「5営業日程度前までに発行し、本市がデータにより確認」を「2営業日程度前までに発行し、本市がデータにより確認」もしくは「5営業日程度前までに発行し、本市がデータもしくは紙により確認」へ変更いただくご検討は可能でしょうか。	仕様上、5営業日「程度」としておりますので、実際に可能な期限等につきましては、契約後の協議によることとします。また、データによる確認は必須となります。 なお、審査基準の【指定納付受託の方法等】の審査対象となります。
4	仕様書	4	5の(3)のエ 掲載いただいている搭載決済種別及び種別数下限については、納品時にPOSとの連動も必須でしょうか。 もし上記で必須の場合は、「搭載する決済種別のうち少なくとも、クレジットカード:VISA・JCBを含む3種類、電子マネー:交通系ICカードを含む2種類、コード決済:PayPayを含む5種類程度はPOS連動も必須とし、その他の決済種別はシステム上連動可能となった場合に順次連動させること」にご変更いただくご検討は可能でしょうか。	No.1のとおり、一部の決済種別について納入後に追加で利用可能とすることは可能としますが、利用可能となるタイミングでPOSと連動することは必須となります。 ただし、スケジュールにつきましては、審査基準の【運用開始までのスケジュール】の審査対象となります。
5	仕様書	5	5の(4)のア 操作教育・トレーニングはオンラインでも可能でしょうか。	デモ機による操作教育・研修を想定しておりますので、例えば、デモ機を先に本市に送付等いただき、研修はオンラインによる参加という提案も可能です。 なお、操作研修の実施手法につきましては、審査基準の【マニュアルや研修等による説明が充実】の審査対象となります。
6	仕様書	5	5の(4)のイの① 立会人数及び立会時間は仕様上、制限はない認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 稼働初日の窓口開庁後半日程度、1~2名程度で立会を行うこと、などを想定しております。
7	仕様書	5	5の(4)のイの② 一次コール窓口を2つに用意するが、POS側、キャッシュレス決済端末側のいずれの障害時においても、貴市の任意でいずれの窓口でも一次コールは可能とすることは可能でしょうか。	ご質問いただいた体制での提案は可能です。 この場合、例えば、障害の内容が特定できる場合(例:POSの不具合)は、例えばB窓口(POSに関する窓口)に、不明な場合はA窓口(一次コール)などと言った運用も可能です。
8	仕様書	5	5の(4)のイの④ バージョンアップの際の更新作業は、電源のON/OFF等の操作が簡便であることを前提に、現地にて貴市職員様にて行っていただくことが可能との認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。 電源のオン・オフ作業や、単純な操作(専門的知識を要さない一般的な操作)は職員にて行う想定です。
9	仕様書	全般	端末の納入期限が2023年9月21日まで、運用開始日が令和5年10月と記載がありますが、ご契約書や必要申込書の提出タイミングによっては、納入期限、運用開始日ともに10月中旬にご変更いただくことのご検討は可能でしょうか。	No.1のとおり、一部の決済種別について運用開始時以降に順次追加することは可能としますが、10月からの運用開始は前提となります。
10	実施要領	全般	本プロポーザルについては、2社共同提案(POS側とキャッシュレス端末側で分かれる等)、契約(及び商流)も1社ではなく貴所と2社間となった場合も問題がない認識で宜しいでしょうか。 上記にて、問題がない場合は、記載いただいている「応募書類、企画提案書の提出」及び「提案プレゼンテーション」のそれぞれの必要手続きに係る流れをご教示ください。	2社共同提案によることは可能としますが、代表提案者がいずれかを明確にし、連名で提出書類①(提案参加届)を提出してください。 なお、他の書類についても、原則連名によるものとなりますが、連名による提出が困難なものについては、各社ごとに1通作成し、全体として漏れのないように提出をお願いします。なお、履歴事項全部証明書や納税証明書などの書類は各社ごとに提出してください。 また、契約については原則として提案者が代表して指定納付受託者として市と(1者)契約することを想定しておりますが、複数当事者による契約等、契約の方法については協議させていただきます。 プレゼンテーションの実施は、あくまで1者として取り扱いますので時間は30分、2名まで(代表提案者の2名、代表提案者と共同提案者と1名ずつどちらでも可能)とします。